

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名 : 塗装改良工事 (2025-湾岸)		問合せ日 : 2026 年 2 月 2 日 回答日 : 2026 年 2 月 9 日
記載箇所	質問	回答
1. 設計書全般	1. 金抜設計書に現場環境改善費の項目がありません。 現場環境改善費は金抜設計書のどの項目で計上すれば良いですか。	1. 【1-1_金額を記載しない設計書(1) 2頁】に未記載がありましたので、本回答に添付する別紙1のとおり差替えさせていただきます。
2. 設計書全般	2. 内-1から内-6全てにおいて「昼間施工」で「時間的制約はなし」でしょうか。時間的制約が有る場合、対象となる項目および実働時間、補正係数をご教示願います。	2. ご質問のとおりです。
3. 設計書全般	3. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の対象外となる項目をご教示願います。	3. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の対象外となる項目については、貴社にてお考え下さい。

<p>4. 設計書6頁 内-4</p>	<p>4. 金抜設計書の単位および数量が2段書となっている項目(例:内-4 橋梁足場等設備工)に関して、工事費内訳書提出の際、2段書きのどちらか片方の単位および数量・金額にて提出しても有効な内訳書として扱って頂けますでしょうか。</p>	<p>4. ご質問のとおりです。</p>
<p>5. 特記仕様書P.5 5-3-3</p>	<p>5. 高速道路規制A-1規制、G-5規制、H-1規制それぞれの工事用標識車の延べ台数をご教示願います。</p>	<p>5. 高速道路規制A-1規制、G-5規制、H-1規制それぞれの工事用標識車の延べ台数については、貴社にてお考え下さい。</p>
<p>6. 特記仕様書P.3 3-5および別紙-3</p>	<p>6. 塗り替え塗装の色彩(淡彩、濃彩、赤系)をご教示願います。</p>	<p>6. 塗装の色彩については淡彩色でお考え下さい。</p>
<p>7. 設計書3頁および4頁</p>	<p>7. 産業廃棄物運搬処理/鉦さい 特別管理産業廃棄物の処分費の単価根拠を以下よりご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①業者見積</li> <li>②特別調査</li> <li>③その他</li> </ul> <p>①②の場合は、単価の開示をお願いします。 ③の場合は、詳細をご教示願います。</p>	<p>7. 「土木工事等単価ファイル」に記載していない単価につきましては開示しませんので、貴社にてお考え下さい。</p>

<p>8. 設計書3頁および4頁</p>	<p>8. 産業廃棄物運搬処理／鉋さい 特別管理産業廃棄物の運搬費の単価根拠を以下よりご教示願います。</p> <p>①業者見積 ②特別調査 ③その他</p> <p>①②の場合は、単価の開示をお願いします。 ③の場合は、詳細をご教示願います。</p>	<p>8. 「土木工事等単価ファイル」に記載していない単価につきましては開示しませんので、貴社にてお考え下さい。</p>
<p>9. 設計書3頁および4頁</p>	<p>9. 素地調整1種ケレンの歩掛根拠は、以下のどれを採用されていますか。</p> <p>①阪神高速道路株式会社 土木工事標準積算基準 ②業者見積 ③特別調査 ④その他</p> <p>①の場合は、ページ番号および歩掛名称をご教示願います。 ②③の場合は、単価の開示をお願いします。 ④の場合は、詳細をご教示願います。</p>	<p>9. 素地調整1種ケレンの歩掛根拠は、【阪神高速道路株式会社 土木工事標準積算基準 第2編 第17章 土木工事標準単価 ④橋梁塗装工】を準用してお考え下さい。</p>
<p>10. 設計書3頁および4頁</p>	<p>10. 素地調整1種ケレンに採用されている歩掛は、土木工事標準積算基準第2編第17章③橋梁塗装工P17-20に記載されている箱桁構造の密閉部の補正係数1.79や弦材を有する構造の補正係数1.62等を考慮されて計上されていますか。補正係数を考慮されている場合はどの補正係数を考慮されて計上されていますか。</p>	<p>10. 補正係数は考慮していません。</p>
<p>11. 特記仕様書P.3 3-5および別紙-3</p>	<p>11. 現場塗装(一般外面) __a-5および現場塗装(添接部) __f-9の「有機シンクリッチペイント」から「弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗」について、歩掛算定根拠(阪神高速道路 土木工事標準積算基準書第●編第●章●● 表●●● ページ●●● 等)をご教示願います。</p>	<p>11. 現場塗装(一般外面) __a-5および現場塗装(添接部) __f-9の「有機シンクリッチペイント」の歩掛根拠は【阪神高速道路株式会社 土木工事標準積算基準 第2編 第17章 土木工事標準単価 ④橋梁塗装工】を準用してお考え下さい。 現場塗装(一般外面) __a-5および現場塗装(添接部) __f-9の「弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗」、「弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗」、「弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用上塗」の歩掛算定根拠は、単価調査をもとに積算を行っております。</p>

<p>12. 特記仕様書P.3 3-5および別紙-3</p>	<p>12. 現場塗装(一般外面) __a-5および現場塗装(添接部) __f-9の「有機ジメチルシリコン」から「弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗」について、箱桁構造の密閉部の補正係数1.42や弦材を有する構造の補正係数1.24等を考慮されて計上されていますか。補正係数を考慮されている場合はどの補正係数を考慮されて計上されていますか。</p>	<p>12. 補正係数は考慮していません。</p>
<p>13. 設計書6頁 内-4</p>	<p>13. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーター運転に関して、存置日数を橋脚毎にご教示願います。</p>	<p>13. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2を基にお考え下さい。</p>
<p>14. 設計書6頁 内-4</p>	<p>14. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターは商用電力、発動発電機のどちらでしょうか。</p>	<p>14. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターは発動発電機にてお考え下さい。</p>
<p>15. 設計書6頁 内-4</p>	<p>15. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの積載質量をご教示願います。</p>	<p>15. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの積載質量は0.5tでお考え下さい。</p>

<p>16. 設計書6頁 内-4</p>	<p>16. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーター点検整備に関して、存置月数および存置日数を橋脚毎にご教示願います。</p>	<p>16. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2を基にお考え下さい。</p>
<p>17. 設計書6頁 内-4</p>	<p>17. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの高さを橋脚毎にご教示願います。</p>	<p>17. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの高さについては【1-2_金額を記載しない設計書(2)P.4】の通りでお考え下さい。</p>
<p>18. 設計書6頁 内-4</p>	<p>18. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの供用日数を橋脚毎にご教示願います。</p>	<p>18. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2を基にお考え下さい。</p>
<p>19. 設計書6頁 内-4</p>	<p>19. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの損料は計上されていますか。</p>	<p>19. 海P-206および海P-210に設置する工事用エレベーターの損料は計上されております。</p>

<p>20. 設計書6頁 内-4</p>	<p>20. 阪神高速道路 土木工事標準積算基準 第3編 第5章 P5-11 ㊦-1橋梁足場等設備工には、「橋梁足場等設備(塗装塗替足場)については別途定める」と記載されています。以下の㊦～㊨について、どのような歩掛かり(作業班の労務・機械編成)にて計上されていますか。準用しているのであれば、文献名・ページ番号および歩掛名称をご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦パイプ吊り足場(鋼桁部)下面 高欄補修組合せ足場 高速道路上</li> <li>㊧パイプ吊り足場(鋼桁部)下面 高欄補修組合せ足場</li> <li>㊨パイプ吊り足場(鋼桁部)側面 高欄補修組合せ足場 高速道路上</li> <li>㊩パイプ吊り足場(鋼桁部)側面 高欄補修組合せ足場</li> <li>㊪パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)下面 橋脚梁補修足場 高速道路上</li> <li>㊫パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)下面 橋脚梁補修足場</li> <li>㊬パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)側面 橋脚梁補修足場 高速道路上</li> <li>㊭パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)側面 橋脚梁補修足場</li> <li>㊮橋脚足場</li> <li>㊯養生シート プラスト用(吊り足場用)</li> <li>㊰養生シート プラスト用(橋脚足場用)</li> <li>㊱飛散防止シート 塗装用</li> </ul>	<p>20. 橋梁足場等設備(塗料塗替足場)についての歩掛につきましても、貴社にてお考え下さい。</p>
<p>21. 設計書6頁 内-4</p>	<p>21. パイプ吊り足場(鋼桁部)下面__高欄補修組合せ足場の供用月数を海下S-206から海上S-210の各箇所毎にご教示願います。</p>	<p>21. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2のとおり差替えさせていただきます。</p>
<p>22. 設計書6頁 内-4</p>	<p>22. パイプ吊り足場(鋼桁部)側面__高欄補修組合せ足場の供用月数を海下S-206左側から海上S-210右側の各箇所毎にご教示願います。</p>	<p>22. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2のとおり差替えさせていただきます。</p>
<p>23. 設計書6頁 内-4</p>	<p>23. パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)下面__橋脚梁補修足場の供用月数を海P-206左柱から海P-211右柱の各箇所毎にご教示願います。</p>	<p>23. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2のとおり差替えさせていただきます。</p>

<p>24. 設計書6頁 内-4</p>	<p>24. パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)側面__橋脚梁補修足場の供用月数を海P-206左柱から海P-211右柱の各箇所毎にご教示願います。</p>	<p>24. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2のとおり差替えさせていただきます。</p>
<p>25. 設計書6頁 内-4</p>	<p>25. 橋脚足場の供用月数を海P-206左柱から海P-211右柱の各箇所毎にご教示願います。</p>	<p>25. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)別紙-6-1.2】については、本回答に添付する別紙2のとおり差替えさせていただきます。</p>
<p>26. 設計書6頁 内-4</p>	<p>26. 以下の①～⑩で計画されている高所作業車の規格(標準デッキor幅広デッキ、作業床高さ●●m)及び台数をご教示願います。  ①パイプ吊り足場(鋼桁部)下面 高欄補修組合せ足場 高速道路上  ②パイプ吊り足場(鋼桁部)下面 高欄補修組合せ足場  ③パイプ吊り足場(鋼桁部)側面 高欄補修組合せ足場 高速道路上  ④パイプ吊り足場(鋼桁部)側面 高欄補修組合せ足場  ⑤パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)下面 橋脚梁補修足場 高速道路上  ⑥パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)下面 橋脚梁補修足場  ⑦パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)側面 橋脚梁補修足場 高速道路上  ⑧パイプ吊り足場(鋼製橋脚部)側面 橋脚梁補修足場</p>	<p>26. 高所作業車の規格については、橋脚天端高＝設置高さ(作業位置)と考え、【土木工事標準積算基準第3編第1章P.1-4 表④-1-1】に記載の通り、作業位置-1.5mを作業床高さ、標準デッキとして規格を適用しております。 高所作業車の台数については、貴社にてお考え下さい。</p>
<p>27. 設計書6頁 内-4</p>	<p>27. 橋梁足場等設備工で計上されている高所作業車は、長期割引有りの賃料と考えてよろしいですか。</p>	<p>27. 長期割引の適用については貴社にてお考え下さい。</p>

28. 設計書6頁 内-4	28. 鉛等有害物調査は、現場管理費および一般管理費の対象外でしょうか。	28. ご質問のとおりです。
---------------	--------------------------------------	----------------

2026年 2月 9日  
阪神高速道路株式会社

## 入札公告資料の修正について

2025年12月18日付けで公示した塗装改良工事（2025-湾岸）について、「1-1\_金額を記載しない設計書(1)\_塗装改良工事（2025-湾岸）」「1-3\_金額を記載しない設計書(3)\_塗装改良工事（2025-湾岸）」についての記載に齟齬がありましたので別紙1,2のとおり修正いたします。

以上

# 別紙1

## 1-1\_金額を記載しない設計書(1) 修正内容



# 別紙2

1-3\_金額を記載しない設計書(3)  
修正内容

# 修正内容

旧

別紙-6-1

現場施工に係る施工条件及び交通管理一覧

施工箇所	路下条件	橋梁足場等設備工						登り橋			工用エレベータ			鋼桁現場塗装工		
		パイプ吊り足場 (下面足場)			パイプ吊り足場 (側面足場)			施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無
		施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無									
海P-206起点側(左柱)	歩道	-	-	-	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	昼間	歩道規制	必要	昼間	登り橋出入口	不要
海P-210起点側(左柱)	駐車場	-	-	-	-	-	-	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り橋出入口	不要
海下 S-206	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要
	高速道路(魚崎浜(大阪)出)	-	-	-	昼間	G-5規制	必要	-	-	-	-	-	-			
	高速道路(魚崎浜(大阪)入)	-	-	-	昼間	H-1規制	必要	-	-	-	-	-	-			
	認定道路	-	-	-	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	-	-	-			
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	-	-	-	-	-	-			
海下 S-207	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	
	認定道路	-	-	-	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	-	-				
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	-	-	-	-	-				
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-				
海下 S-208	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-				
海下 S-209	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-				
海下 S-210	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-				
海上 S-209	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	
海上 S-210	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	

備考

・上路橋(下り線)の路下区分は高速道路が主であるが、吊足場は桁側面に1m張り出すことから、上路橋「側面積」と同面積分、下路(上路線)の路下も占用するものとする。

新

別紙-6-1

設置期間(月)を追加しております

現場施工に係る施工条件及び交通管理一覧

施工箇所	路下条件	橋梁足場等設備工						登り橋			工用エレベータ			鋼桁現場塗装工			設置期間(月)
		パイプ吊り足場 (下面足場)			パイプ吊り足場 (側面足場)			施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	
		施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工 時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無										
海P-206起点側(左柱)	歩道	-	-	-	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	昼間	歩道規制	必要	昼間	登り橋出入口	不要	-
海P-210起点側(左柱)	駐車場	-	-	-	-	-	-	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り橋出入口	不要	-
海下 S-206	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	17
	高速道路(魚崎浜(大阪)出路)	-	-	-	昼間	G-5規制	必要	-	-	-	-	-	-				
	高速道路(魚崎浜(大阪)入路)	-	-	-	昼間	H-1規制	必要	-	-	-	-	-	-				
	認定道路	-	-	-	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	-	-	-				
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	-	-	-	-	-	-				
海下 S-207	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	17	
	認定道路	-	-	-	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	-	-					
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要	-	-	-	-	-					
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-					
海下 S-208	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	17	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-					
海下 S-209	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	17	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-					
海下 S-210	高速道路(本線上路線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	A-1規制	必要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	3	
	駐車場	-	-	-	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-					
海上 S-209	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	17	
海上 S-210	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	-	-	-	-	-	昼間	登り橋出入口	不要	3	

備考

・上路橋(下り線)の路下区分は高速道路が主であるが、吊足場は桁側面に1m張り出すことから、上路橋「側面積」と同面積分、下路(上路線)の路下も占用するものとする。

# 修正内容

旧

別紙-6-2

現場施工に係る施工条件及び交通管理工一覧

施工箇所	路下条件	橋梁足場等設備工						鋼製橋脚現場塗装工		
		橋脚梁補修足場 (下面足場)(側面足場)			橋脚足場			施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無
		施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無			
海P-206	認定道路	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	昼間	登り棧橋出入口	不要
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要			
	施設・用地	-	-	-	昼間	施設・用地	不要			
海P-207	認定道路	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	昼間	登り棧橋出入口	不要
	施設・用地	-	-	-	昼間	施設・用地	不要			
海P-208	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要
海P-209	高速道路(魚崎浜(神戸)出路)	昼間	G-5規制	必要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要
	駐車場	昼間	駐車場	不要						
海P-210	高速道路(本線上り線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要
	駐車場	昼間	駐車場	不要						
海P-211	施設・用地	昼間	施設・用地	不要	昼間	施設・用地	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要

備考

- 1) 路下平面街路規制(路下C規制)の規制人数: 交通誘導警備員A 1名、交通誘導警備員B 2名(交代要員を含む)、工所用標識車: 1台
- 2) 歩道規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 3) 駐車場規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 4) 施設・用地規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 5) 登り棧橋出入口の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 6) 高速道路規制(A-1規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 3名、工所用標識車: 2台
- 7) 高速道路規制(G-5規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 1名、工所用標識車: 1台
- 8) 高速道路規制(H-1規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 1名、工所用標識車: 1台

新

別紙-6-2

現場施工に係る施工条件及び交通管理工一覧

施工箇所	路下条件	橋梁足場等設備工						鋼製橋脚現場塗装工			設置期間(月)
		橋脚梁補修足場 (下面足場)(側面足場)			橋脚足場			施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	
		施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無	施工時間	交通規制	休憩時間 時の交替 要員の有 無				
海P-206	認定道路	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	昼間	登り棧橋出入口	不要	17
	歩道	-	-	-	昼間	歩道規制	必要				
	施設・用地	-	-	-	昼間	施設・用地	不要				
海P-207	認定道路	昼間	路下C規制	必要	-	-	-	昼間	登り棧橋出入口	不要	17
	施設・用地	-	-	-	昼間	施設・用地	不要				
海P-208	駐車場	昼間	駐車場	不要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要	17
海P-209	高速道路(魚崎浜(神戸)出路)	昼間	G-5規制	必要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要	17
	駐車場	昼間	駐車場	不要							
海P-210	高速道路(本線上り線)	昼間	A-1規制	必要	昼間	駐車場	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要	3
	駐車場	昼間	駐車場	不要							
海P-211	施設・用地	昼間	施設・用地	不要	昼間	施設・用地	不要	昼間	登り棧橋出入口	不要	3

備考

- 1) 路下平面街路規制(路下C規制)の規制人数: 交通誘導警備員A 1名、交通誘導警備員B 2名(交代要員を含む)、工所用標識車: 1台
- 2) 歩道規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 3) 駐車場規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 4) 施設・用地規制の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 5) 登り棧橋出入口の規制人数: 交通誘導警備員B 1名
- 6) 高速道路規制(A-1規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 3名、工所用標識車: 2台
- 7) 高速道路規制(G-5規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 1名、工所用標識車: 1台
- 8) 高速道路規制(H-1規制)の規制人数: 交通誘導警備員(高速上)A 1名、交通誘導警備員(高速上)B 1名、工所用標識車: 1台

設置期間(月)を追加しております